

仕様書

本仕様書は、地域貢献型飲料用自動販売機設置事業者選定プロポーザルにおける自動販売機の設置について、必要な事項を定めるものとする。

1 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置事業者の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

ア 1台当たりおよそ幅1,500mm×奥行950mm×高さ2,000mm 以内

※ただし、設置により施設利用者の通行の妨げとなる恐れがある場合には、学校づくり推進課及び学校関係者と調整の上、設置スペースや自動販売機の大きさを決定すること。

イ 設置する自動販売機は正面にお知らせスペースを有するものとし、お知らせスペース内は豊田市の要請に従い内容を変更できること。

(2) 基本機能

ア 「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

イ 地球温暖化係数（GWP）の低い、二酸化炭素（CO₂）、炭化水素（HC）、又はハイドロフルオロオレフィン（HFO1234yf）等を冷媒として採用した機種とする。

ウ 新500円硬貨及び新1,000円紙幣が使用できること。

(3) 付加機能

設置する自動販売機については、以下のとおり付加機能を備えること。

ア 災害時の支援機能

災害発生時に、自動販売機内の在庫飲料を設置事業者の負担により無償で提供できる機能を有していること。

イ ラッピングについて

設置する自動販売機には、設置事業者の提案したラッピングを施すこと。

当初設置時のラッピングに係る費用については、設置事業者の負担とする。

本案件において設置途中におけるラッピングの変更は考慮しないものとするが、必要に応じて市の負担によりラッピングを変更することが可能であること。

(4) 安全対策

ア 転倒防止

自動販売機の設置にあたっては、JIS規格「自動販売機の据付基準」、日本自動販売機工業会「自動販売機据付基準」に沿って耐震対策を施すこと。そ

の際、できる限り庁舎等の建物の躯体に負担がかからない方法で、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

イ 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。

ウ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム更新等により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

(5) 使用済み容器の回収ボックスの設置

使用済み容器の回収ボックスの設置はしないものとする。

(6) 自動販売機の維持管理

ア 商品の補充及び変更、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを、平日の8時30分から16時30分までの間に行うこと。

イ 消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。

ウ 専門技術サービス員による保守業務を隨時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

エ 自動販売機の故障や問合せについては、本体に連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

2 販売商品の種類等

(1) 販売品目

ア 5種類以上の清涼飲料水等（主な商品が熱中症及び脱水症状防止のための商品であること）とする。また、固形又はゼリー状の栄養調整食品の販売は可とし、タバコ、酒類及びその類似品の販売は不可とする。

イ 販売する清涼飲料水等の容器は、開封後もリキャップ可能な密閉式容器（ペットボトル、ボトル缶など）とすること。

ウ 販売品目の詳細は、豊田市及び設置事業者の協議の上決定するものとする。

(2) 価格

標準販売価格以下とする。

3 費用負担

- (1) 自動販売機及び附帯電気設備の設置、及び契約満了時の撤去に係る費用、その他販売に係る諸経費については、全て設置事業者の負担とする。なお、設置に当たり新たな電気工事を必要とするものは、設置事業者の負担にて工事を実施し、豊田市の確認を受けること。ただし、必要な電気工事は、電気関係法令を遵守して施工すること。
- (2) 自動販売機の設置・運営に係る電気料は設置事業者の負担とする。
- (3) 電気料金を計測するための子メーター（計量法により検定したもので、検定有効期間内であるもの）を、設置事業者の負担により設置し、それによる実費を、年毎に豊田市が指定する期日までに全額納入すること。

4 自動販売機設置に伴う事故

豊田市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

5 商品等の盗難及び破損

- (1) 豊田市の責に帰することが明らかな場合を除き、豊田市はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

6 報告書の提出

(1) 定期報告

商品の月売上本数、月売上金額及び電力使用量について、月毎に豊田市に報告書を提出すること。

(2) 臨時報告

自動販売機の設置、運営及び撤去に関して事故、盗難、破損等緊急の事案が発生した場合は、速やかに豊田市に報告をすること。

7 その他

- ・設置する自動販売機を令和8年6月1日から利用できるよう、計画的に設置工事等を行うこと。
- ・各学校の具体的な設置場所は、本プロポーザルの後、学校づくり推進課及び設置する学校と調整の上、決定する。